

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

我が国においては、大切な国土資源である土地に関して、外国人や外国法人が日本人と同様に土地所有ができることになっている。一方、アジアの諸外国では、一部の国を除き、外国人や外国法人の土地所有については、地域を限定したり、事前許可制とするなどの制限を課している状況にある。

近年、北海道をはじめ他県においても、スキー場・ゴルフ場・温泉施設などへの外国資本が進出しており、何の規制もないまま、このような投資による土地所有が無制限に拡大するようなことになれば、日本国民の安全保障や国土保全の視点から、国家基盤を揺るがす問題に発展すると危惧されている。

外国人の土地取得の制限については、大正14年に制定された外国人土地法において、国防上重要な地区などで土地取得を制限できるとしているが、具体的な地区を指定した政令は終戦直後に廃止され、同法は実効性を失っている状況にあり、長崎・対馬で自衛隊施設に隣接するホテルを韓国資本が購入したことなどを受け、やはり安全保障上の問題が指摘されている。

加えて、今後、河川の上流域などの水源地域において、地域の合意がないまま森林売買が増加していけば、森林の適切な管理が一層困難となり、水資源の保全や良好な環境づくりに大きな影響を及ぼすことで国益を損なうことが懸念される。

よって、国におかれては、国土保全及び安全保障上の観点から、外国資本等による土地の売買や開発行為を規制し、管理体制を構築するための法整備を早期に図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(令和2年9月25日 可決)

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
法務大臣 殿
外務大臣 殿
農林水産大臣 殿
国土交通大臣 殿
内閣官房長官 殿

あて

石川県野々市市議会